

終活5点セット

「想いが中心」にあることにより、大切な「終活」を支援することができます。



1. 公正証書遺言

生前に死後の自分の財産をどうするかの意思表示しておくものです。

2. 財産管理委任契約

預貯金管理や諸手続きを第三者に頼みたい時のための契約です。

3. 任意後見契約

判断力が低下した時に備えて事前に後見人となる人を決めておく法律制度です。

4. 死後事務委任契約

生前に、自分の葬儀や死後事務を第三者に依頼しておく契約です。

5. 尊厳死宣言

自然な死を希望する場合には、その思いを宣言書にします。



終活5点セット

契約のしおり



enapont

社会福祉士と「終活」

えなぽん社会福祉士事務所

岐阜県恵那市長島町正家1-4-13

TEL 0573-22-9971

FAX 0573-22-9972

えなぽん社会福祉士事務所

0573-22-9971 (代)